

第4章 被災者の支援

1 り災証明書・り災届出証明書

町災害対策本部では2次調査における家屋の被害認定に基づき、3月21日から税務課窓口において、り災証明書及びり災届出証明書の発行を開始した。

申請は窓口又は郵送により受付を行い、2次調査の完了後に証明書の交付を行った。

【り災証明・り災届出証明発行件数】

| り災証明書（件） | り災届出証明書（件） | 合計（件） |
|----------|------------|-------|
| 2,164 | 67 | 2,231 |

平成25年1月31日現在

2 被災者への住宅の提供

（1）町営住宅の提供

被災により全壊または一部損壊により居住不適格となった住民に対し、1年間無償で町営住宅を提供した。福島第一・第二原子力発電所事故に伴う避難指示地域の居住者1世帯4名を含む27世帯78名が町営住宅に一時的に入居した。

【被災者への町営住宅の提供状況】

| 住宅名 | 世帯数 | 人数 | 備考 |
|--------------|-----|----|-------------|
| 町営前原団地 | 3 | 9 | |
| 町営黒田団地 | 4 | 6 | |
| 定住促進住宅あたごハイツ | 20 | 63 | ※福島からの避難者含む |
| 合計 | 27 | 78 | |

（2）別荘住宅等提供申し出に関する情報提供

町内外に別荘または空き家等を所有する方から、避難者に対して別荘等を貸与するという申し出が相次いだ。提供に際して入居条件などがあったことから、町が別荘等の所有者と避難者の間で斡旋をすることは難しい状況であったため、別荘等提供者の氏名、連絡先、建物の所在、条件などを記載した一覧表を避難所に掲示し、それを見た希望者が、提供者と直接連絡を取り合い、貸借について相談してもらうこととした。入居等が決定した場合は、避難所職員または提供者等から対策本部で連絡を受け、一覧表から抹消した。

別荘住宅等の提供申し出件数は100件を超えた。

3 義援金、見舞金（寄附金）の受付

地震発生後、平成23年3月15日に足利銀行黒田原支店及びゆうちょ銀行に災害対策本部長名の義援金口座を開設、義援金の受け入れを開始した。

窓口にご直接持参いただいた方々を含め、全国各地から義援金は2,639万円を超えた。さらに、多くの方々から、日本赤十字社や共同募金、栃木県（とちまる募金）を通じて1億8,831万円を超える義援金が届いた。

義援金の総額は2億1,471万円にのぼる。

これらの善意を被災者に配分するため、町では義援金配分委員会を設置し、被災者に届けた。

また義援金の受け入れと同時に、足利銀行黒田原支店に町の災害復興を目的とした見舞金口座を開設し、受け入れを開始した。見舞金（寄附金）の総額は3,526万円を超えた。見舞金（寄附金）は、学校や図書館などの公共施設や道路の修繕及び除染に充てられた。

義援金の配分は以下のとおり。

【東日本大震災義援金配分内訳】（平成25年1月31日現在）

| 区 分 | 戸数（戸） | 一戸あたり金額（円） | 配 分 額（円） |
|------|-------|------------|-------------|
| 全壊 | 50 | 1,443,000 | 72,150,000 |
| 半壊 | 136 | 726,500 | 98,787,500 |
| 一部破損 | 1,356 | 10,000 | 13,560,000 |
| 合計 | 1,469 | | 184,497,500 |

※半壊戸数は、平成24年8月支払分（2次配分5回目）以降より死亡のため1件減。

4 支援物資の受付

保健福祉課では、3月12日から役場1階町民ホールを拠点とし、企業、自治体、各種団体及び個人等から救援物資の受け入れに対応した。

また、これらの食料等については、各避難所等に公用車等で配送し、避難者に配布した。

【主な物資】

- ◇食料品（米・缶詰・カップ麺 ほか）
- ◇飲料水（水・茶・ジュース ほか）
- ◇衣 類（上着・肌着・靴下 ほか）
- ◇日用品（タオル・電池・おむつ ほか）
- ◇その他（寝具・薬・機械・道具類 ほか）

【支援物資の受入れ状況】

| 区 分 | 支援件数 |
|---------|------|
| 個 人 | 562 |
| 企業・自治体等 | 195 |
| 合 計 | 757 |

※支援物資の受け入れは、平成24年4月15日付け終了。

5 ボランティア活動 ～那須町災害ボランティアセンターの活動～

(1) 第1期 平成23年3月15日から3月22日まで

① 平成23年3月14日(月)

ア 13:30 災害ボランティアセンター立上げ検討会議

出席者：那須町保健福祉課(2名)/社会福祉協議会(4名)/ボランティアセンター(2名)・増田 茂氏(ボランティア)

(ア)検討事項

- ・3/15 13:00 センター設立準備会議開催
- ・名称は「那須町災害ボランティアセンター」とする。(資料1)
- ・3/15 からニーズを受け付け、3/16 からボランティアを受け付ける。
- ・場所は「ゆめプラザ・那須」のロビーを使用する。
- ・「ニーズ受付」と「ボランティア受付」は専用の携帯電話を用意する(NPO 法人とちぎ教育ネットワークから借用)
- ・ボランティア保険は、那須町社会福祉協議会が負担する。その他(食事・ガソリン等)は、ボランティアが負担する。
- ・活動時間は、9時受付、作業終了は午後4時とする。
- ・開設期間は、1週間程度とする。
- ・高齢者世帯や障害者世帯の片づけを対象とする。
- ・ガソリンが入手できないため、がれき等の移動は敷地内とする。(搬出はしない)
- ・那須町及び那須町社会福祉協議会のホームページに掲載し、周知する。

(イ)依頼

- ・センタースタッフとして、国際医療福祉大学の石先生に、1日5人ずつ、1週間の学生派遣を依頼し、承諾を得た。

(ウ)活動

- ・ニーズ募集(資料2)/ボランティア募集(資料3)/センター開設のお知らせ(資料4)の3種類のチラシ等を作成した。
- ・栃木県共同募金会「災害支援制度」に申請し、補助金約40万円の交付を受けた。

② 平成23年3月15日(火)

ア 3種類のチラシを配布した。

配布先

被害の大きな地域：音羽町・役場周辺・黒田団地・茶臼・西大久保・自然村
(各戸配布)
[黒田原地区]ゆめプラザ・文化センター・スポーツセンター・セブンイレブン・ファミリーマート・役場・郵便局・ダイユー・せきマート・足利銀行・大田原信用金庫・那須信用組合・金子書店・室井金物
[高久地区]マックスバリュー
[芦野地区]芦野支所・郵便局

[伊王野地区]伊王野支所・いずみや・セブンイレブン
 [高 原 地 区]湯本支所・郵便局・セブンイレブン・セーブオン・ダイユー・ファミリーマート・友愛の森

イ ボランティアの動線を考慮しながら、センターの設立準備を行った。(机、イス、看板、掲示板などの配置、受付表などの印刷)

ウ 那須町災害ボランティアセンター設立準備会開催

[検討事項] 活動内容の説明/組織の確認/協力のお願ひ/質疑応答など

参加団体(順不同・敬称略、22名参加)
 国際医療福祉大学・黒磯那須青年会議所・やまびこ・くるみの木の会・シニアカレッジ(花フラビーチ)・リンクス・森林サポータークラブ・那須傾聴・シルバー大学那須町同窓会・お元気ネット・上郷ふれあいルーム・那須高原の道を美しくする100人の会・ブルーベリーズ・個人など
 [組織]総括責任者:田上(社会福祉協議会局長)
 副責任者:星野(黒磯那須青年会議所)
 [役割]総務:社会福祉協議会
 ボランティア受付:ボランティアセンター
 国際医療福祉大学生
 ニーズ受付:社会福祉協議会
 マッチング:黒磯那須青年会議所
 資材:栃木県社会福祉協議会/那須町社会福祉協議会

③ 平成23年3月16日(水)

<活動内容>

一般家庭:13件46人 役場:1件8人 ボラセン:1件2人 スタッフ15人

(人数は延べ人数)

ア ボランティアの受付開始

イ 避難所2か所の手伝い、おにぎりづくり、物資の運搬及び仕分けのニーズが入る。



ボランティアセンター入口



ボランティアセンター内部



①ボラ受付



②マッチング



③活動受付



④備品・資材貸出

④ 平成23年3月17日（木）

＜活動内容＞

一般家庭：10件116人 役場：10件103人 スタッフ14人（人数は延べ人数）

ア 対象者を高齢者や障害者から、町内の被災者全員に広げ、チラシ（資料5）を作成し広報した。

イ 物資の運搬と仕分けに急ぎの人手が必要となり、そのボランティアも担うこととなった。ゆめプラザ・那須に支援物資を展示し、避難者へ配布を開始した。

ウ 避難者のおにぎりづくりも毎日協力することになる。

エ 黒磯那須青年会議所関係のグループが炊き出しを行った。



支援物資の陳列風景

⑤ 平成23年3月18日（金）

＜活動内容＞

一般家庭：7件40人 役場：6件46人 スタッフ13人（人数は延べ人数）

⑥ 平成23年3月19日（土）

＜活動内容＞

一般家庭：8件40人 役場：13件78人 スタッフ14人（人数は延べ人数）

ア 避難所で避難者自らボランティア活動を始める。（清掃/食事の配布）

イ スポーツセンターの避難所に傾聴ボランティアが入る。（3/22まで）

ウ トラックを持ったボランティアが入ってくれたため、がれきの搬出作業も行う。

⑦ 平成23年3月20日（日）

<活動内容>

一般家庭：2件4人 役場：9件61人 スタッフ12人（人数は延べ人数）

⑧ 平成23年3月21日（祝）

<活動内容>

役場：8件51人 スタッフ12人（人数は延べ人数）

ア 11:30 ごろ、福田知事 災害ボランティアセンター、避難所を視察



福田知事視察風景

イ 10:30 FMとちぎの「なすラジ」コーナーで、センターの情報を発信

ウ ニーズ受付終了

⑨ 平成23年3月22日（火）

<活動内容>

一般家庭：2件9人 役場：7件52人 スタッフ10人（人数は延べ人数）

ア 第1期ボランティア派遣終了（ボランティアセンター閉鎖）

避難所応援/物資仕分け配布/食事づくりについては、3月末まで継続

<活動集計>

| 期 日 | 一般家庭 | 役 場 | ボラセン | スタッフ | 合 計 |
|---------|---------------|---------------|------------|------|---------------|
| 3/15（火） | | | | 22人 | 22人 |
| 3/16（水） | 46人 （13件） | 8人 （1件） | 2人 （1件） | 15人 | 71人 （15件） |
| 3/17（木） | 116人 （10件） | 103人 （10件） | | 14人 | 233人 （20件） |
| 3/18（金） | 40人 （7件） | 46人 （6件） | | 13人 | 99人 （13件） |
| 3/19（土） | 40人 （8件） | 78人 （13件） | | 14人 | 132人 （21件） |
| 3/20（日） | 4人 （2件） | 61人 （9件） | | 12人 | 77人 （11件） |
| 3/21（月） | | 51人 （8件） | | 12人 | 63人 （8件） |
| 3/22（火） | 9人 （2件） | 52人 （7件） | | 10人 | 71人 （9件） |
| 合計 | 255人 （42件） | 399人 （54件） | 2人 （1件） | 112人 | 768人 （97件） |

(2) 第2期 那須町災害ボランティアセンター閉鎖後の活動

(平成23年3月23日から8月3日まで)

<活動内容>

避難所支援：32人 避難所炊き出し：53人 物資仕分け：51人 (人数は延べ人数)

① 町内災害ボランティア (3月23日から4月27日)

災害ボランティアセンター閉鎖後も文化センターとスポーツセンターに多くの避難者がいることから、避難所運営支援及び救援物資整理等のボランティアを派遣。

<災害ボランティアセンター閉鎖後の活動3月分集計表>

| 期 日 | 内 訳 (人数) | | | 合 計 |
|----------|----------|---------|-------|------|
| | 避難所支援 | 避難所炊き出し | 物資仕分け | |
| 3/23 (水) | 4人 | 17人 | 12人 | 33人 |
| 3/24 (木) | 3人 | 18人 | 10人 | 31人 |
| 3/25 (金) | 4人 | 終了 | 4人 | 8人 |
| 3/26 (土) | 3人 | | 4人 | 7人 |
| 3/27 (日) | 4人 | | 7人 | 11人 |
| 3/28 (月) | 5人 | | 4人 | 9人 |
| 3/29 (火) | 3人 | | 4人 | 7人 |
| 3/30 (水) | 3人 | | 4人 | 7人 |
| 3/31 (木) | 3人 | | 2人 | 5人 |
| 合計 | 32人 | 35人 | 51人 | 118人 |

<災害ボランティアセンター閉鎖後の活動4月分集計表>

| 期 日 | 内 訳 (人数) | | | | 合 計 |
|----------|----------|------|------|--------|-----|
| | 避難所支援 | 学習支援 | 物資整理 | 避難所片付け | |
| 4/1 (金) | 7人 | | | | 7人 |
| 4/2 (土) | 5人 | | | | 5人 |
| 4/3 (日) | 5人 | 1人 | | | 6人 |
| 4/4 (月) | 5人 | | | | 5人 |
| 4/5 (火) | 4人 | 1人 | 2人 | | 7人 |
| 4/6 (水) | 4人 | 2人 | 1人 | | 7人 |
| 4/7 (木) | 3人 | 2人 | 2人 | | 7人 |
| 4/8 (金) | 6人 | | 2人 | | 8人 |
| 4/9 (土) | 2人 | | | | 2人 |
| 4/10 (日) | 2人 | | | | 2人 |
| 4/11 (月) | 2人 | | 2人 | | 4人 |
| 4/12 (火) | 2人 | | | | 2人 |
| 4/13 (水) | 2人 | | 1人 | | 3人 |
| 4/14 (木) | 2人 | | 2人 | | 4人 |
| 4/15 (金) | 1人 | | 2人 | | 3人 |
| 4/16 (土) | | | | | |
| 4/17 (日) | | | | | |

| 期 日 | 内 訳 (人数) | | | | 合 計 |
|----------|----------|------|------|--------|-------|
| | 避難所支援 | 学習支援 | 物資整理 | 避難所片付け | |
| 4/18 (月) | | | 4 人 | | 4 人 |
| 4/19 (火) | | | 3 人 | | 3 人 |
| 4/20 (水) | | | | | |
| 4/21 (木) | | | | | |
| 4/22 (金) | | | | | |
| 4/23 (土) | | | | | |
| 4/24 (日) | | | | | |
| 4/25 (月) | | | | 16 人 | 16 人 |
| 4/26 (火) | | | | 12 人 | 12 人 |
| 4/27 (水) | | | | 10 人 | 10 人 |
| 合計 | 52 人 | 6 人 | 21 人 | 38 人 | 117 人 |

② 町外災害ボランティア (平成23年5月12日～平成24年3月21日)

県外避難者を対象とした茶話会の実施、被災地社協への職員派遣、町バスの提供により、宮城県東松島市へボランティア派遣を次のとおり実施した。

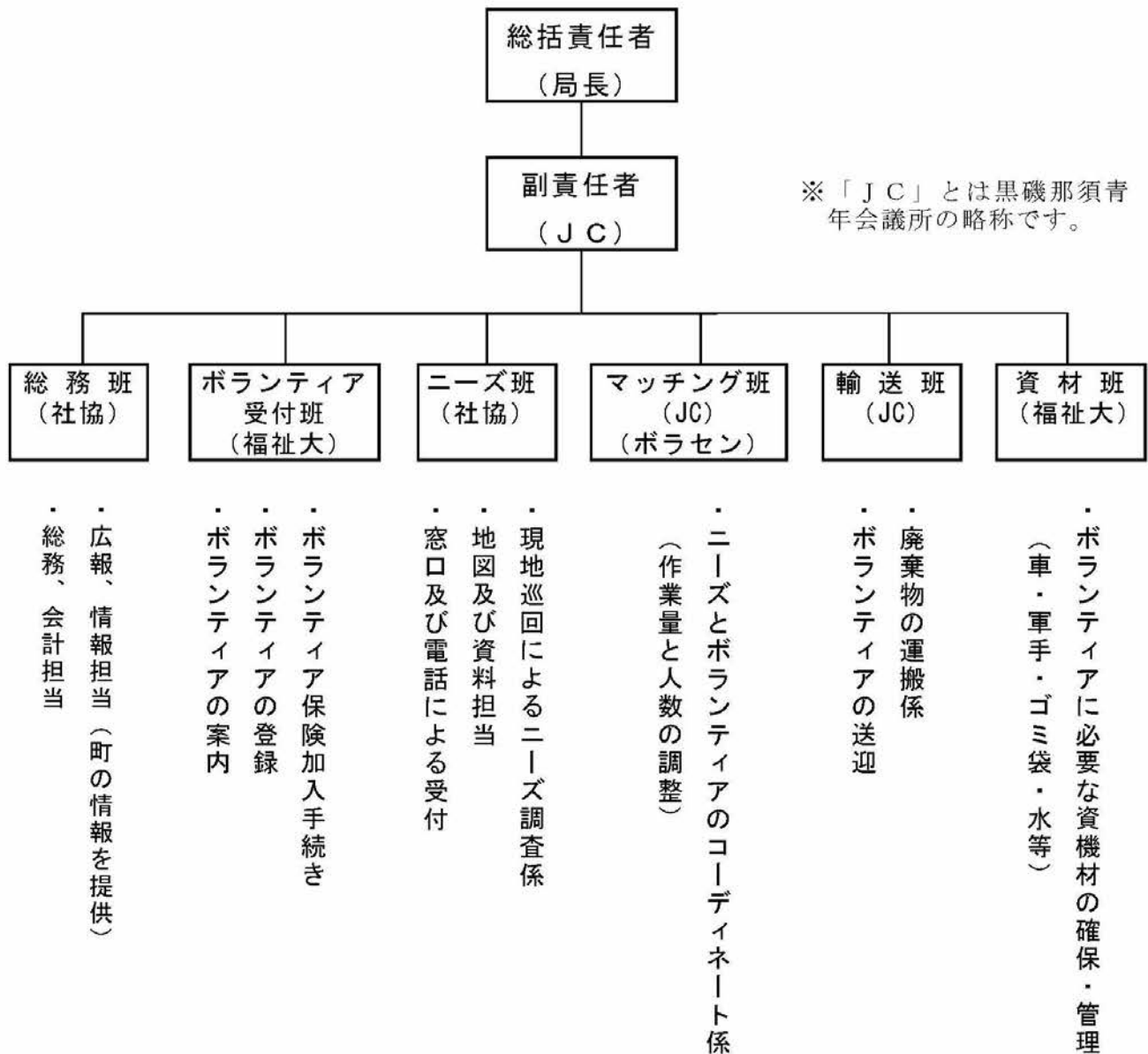
| 期 日 | 内 容 |
|-------------|--|
| 5/12～17 | 県社協要請による被災地社協への職員派遣 (南相馬市へ) |
| 5/28 | 東松島市でのボランティア活動、職員が被災地の状況を確認 町長、町職員、社協職員等 参加者26名 |
| 5/29 | 県外からの避難者を対象とした茶話会を高原公民館で開催 参加者70名 |
| 6/7 | 東松島市でのボランティア活動 参加者27名 |
| 7/2 | 県外からの避難者を対象とした茶話会を高原公民館で開催 参加者23名 |
| 7/3 | 東松島市でのボランティア活動 参加者29名 |
| 8/3 | 東松島市でのボランティア活動 参加者28名 |
| 10/15～20 | 県社協要請による被災地社協への職員派遣 (郡山市へ避難の富岡町へ) |
| H24 3/21 | 県外からの避難者を対象とした茶話会をゆめプラザ・那須で開催 参加者28名 |



日帰りボランティアで東松島市へ

那須町災害ボランティアセンター

組 織 図



家の片づけなど ボランティアが お手伝いします!!

お手伝いできる内容

今回の東北地方太平洋沖地震で被災された、一人暮らしの高齢者世帯や、高齢者のみの世帯、障害者の方がいる世帯を中心に、家中や敷地内の片づけ・整理などを行います。

(敷地内での片づけ・整理に限ります)

ボランティアをお願いする方へ

ボランティアの皆さんは、被災者のお手伝いをしたいという気持ちから集まっています。なんでもできるわけではないということと、以下の点をご了承ください。

- 専門的技術を要する事や危険を伴う作業など、ご要望にお応えできない場合があります。
- ボランティアの集まり具合によっては、すぐにご要望にお応えできない場合があります。
- ボランティアの活動への対価は無料です。食事の用意も不要です。

皆さんにご迷惑をかける場合もあるかもしれませんが、温かく見守ってください。

依頼方法

来所・電話で那須町災害ボランティアセンターへお申込みください。

TEL : 080-1086-2599

受付期間・時間

平成 23 年 3 月 15 日 (火) ~ 平成 23 年 3 月 21 日 (月)

9 : 00 ~ 17 : 00

問合せ先 那須町災害ボランティアセンター

(事務局 : 那須町ボランティアセンター)

3/16(水)より
支援開始

東北地方太平洋沖地震

ボランティアを募集します

那須町災害ボランティアセンターでは、家の片づけ・整理をボランティアで協力していただける方を募集しています。

活動内容

今回の地震で被害を受けた、町内の主に一人暮らしの高齢者世帯の部屋の片づけ・整理等のボランティア支援（敷地内での片づけに限ります）を行います。

開設期間・時間

平成23年3月16日(水)～平成23年3月22日(火)
午前9時～午後5時（活動時間：午前10時～午後4時）
※活動は1週間を想定しています。

持参品

長靴・軍手・上履き・マスク・タオル・昼食・飲み物【必須】
※大歓迎な物：トラック、スコップ、作業用一輪車など

活動場所

下記の世帯を中心に活動します。

- 1) 那須町内の主に一人暮らし高齢者世帯
- 2) 地震による被害が大きく、高齢者のみでの片づけが困難な世帯
- 3) その他、支援が必要な世帯

※但し、全壊・半壊などにより家屋内に入るのが危険な場合は活動できません。
※活動場所への移動は自家用車での対応となります。

その他

○ボランティア保険に加入します。

保険料490円は原則として社会福祉協議会が負担します。

○宿泊、燃料の調達は個人でお願いします。

申込み先

ボランティアにご協力いただける方は下記へご連絡ください。

那須町災害ボランティアセンター

(事務局:那須町ボランティアセンター)

ボランティア受付 TEL:080-2246-7762

『那須町災害ボランティアセンター』開設のお知らせ

3月11日に発生した『東北関東大地震』で被災した方々の応援をするため、社会福祉協議会など民間団体が連携して、『那須町災害ボランティアセンター』を3月16日設置することとなりました。

設立当初は、一人暮らしの高齢者世帯や、高齢者のみの世帯、障害者の方がいる世帯の応援から始めたいと思います。緊急のため、準備が不足しているところもございますが、関係者一同、一生懸命準備させていただきますので、よろしくをお願いします。

○名称：那須町災害ボランティアセンター

○住所：那須町大字寺子乙2566-1 ゆめプラザ・那須内

○開設日：平成23年3月16日（水）

○開設期間：まずは1週間を想定しています。

○連絡・問い合わせ先

ボランティアをしたい方：080-2246-7762

ボランティアをお願いしたい方：080-1086-2599

活動ボランティア用連絡先：未定

○作業内容

・大物家具等の移動（敷地内に限ります）

・部屋の片付け

・障害物の撤去

※塀などのブロックや大谷石、瓦の搬出等は、車両の関係がありますので、基本的には敷地内での移動のみとなります。

・水の運搬

○その他

・ボランティア保険は、原則として那須町社会福祉協議会が負担します。

・昼食・飲み物等はボランティアに負担していただきます。

平成23年3月15日
那須町災害ボランティアセンター長
田 上 新 一

今回の地震による被害にあわれた方 家の片づけなど ボランティアが お手伝いします!!

◆お手伝いできる内容

- ①今回の東北地方太平洋沖地震で被災された町内の方の、家の中や敷地内の片づけ・整理などを行います。
(敷地内での片づけ・整理に限ります)

※被害の状況により、優先順位を決めさせていただきます。

◆ボランティアをお願いする方へ

ボランティアの皆さんは、被災者のお手伝いをしたいという気持ちから集まっています。なんでもできるわけではないということと、以下の点をご了承ください。
○専門的技術を要する事や危険を伴う作業など、ご要望にお応えできない場合があります。
○ボランティアの集まり具合によっては、すぐにご要望にお応えできない場合があります。
○ボランティアの活動への対価は無料です。食事の用意も不要です。

皆さんにご迷惑をかける場合もあるかもしれませんが、温かく見守ってください。

◆依頼方法

来所・電話で那須町災害ボランティアセンターへお申込みください。

TEL : 080-1086-2599

◆受付期間・時間

平成 23 年 3 月 16 日 (水) ~ 平成 23 年 3 月 21 日 (月)
9 : 00 ~ 17 : 00

問合せ先
那須町災害ボランティアセンター
(事務局：那須町ボランティアセンター)

6 那須御用邸供奉員宿舎入浴施設開放及び民間入浴施設の提供

東日本大震災発生後、天皇皇后両陛下から「ささやかでも宮内庁関連施設を役立ててもらえないか」とのお気持ちを踏まえ、那須町などに避難されている被災者の方に施設を利用していただくとの考えから、今回の入浴施設開放という経緯に至った。

利用者は3月26日～4月15日（内7日間）で、計159名が利用した。

また、民間の宿泊施設などからも、被災者に対し入浴施設の提供の申し出があり、避難所において希望者の取りまとめを行った。

7 高速道路の無料措置に伴う被災証明書の発行

東日本大震災による被災者等を対象に、平成23年6月20日から高速道路が無料化されたことに伴い、市町村が発行する被災証明書等の提示が必要となったことから、町は小規模な建物被害をはじめ断水、停電なども被害とみなし、また空間放射線量が高いことなどもあり町全体を被災地とし、町民を対象として申請により被災証明書の発行を行った。

- 受付場所 総務課及び各支所
- 受付期間 平成23年6月27日～11月30日
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日を除く)
- 発行件数 7,917件



被災証明書交付申請書を記載する町民

8 広報活動

(1) 町内への広報

災害時、町内各地で停電が発生し、電話が繋がりにくい状態となり情報の伝達が困難となった。設置した避難所への情報伝達や諸連絡には、現地へ直接出向いたほか、消防団の無線や個人が所有する携帯電話を利用した。断水による給水については広報車で巡回広報した。地震による災害情報や放射能に関するお知らせ、住宅被害支援制度などの周知は、自治会を通して各家庭に文書配布するとともに、町ホームページに掲載して周知した。

①震災発生当初の文書による周知

●3月14日 災害情報について

水道の断水及び給水車配置状況、避難所の設置状況、災害に係るごみ処理等の災害情報について周知した。

●3月17日 環境放射能に関するお知らせ

東京電力福島第1原子力発電所事故による放射能問題について、栃木県が測定した数値をお知らせし、冷静な行動を促した。

●3月18日 住宅被害支援制度、ごみ収集について

住宅被害の相談窓口、被災者生活再建支援法などの被災者支援制度、り災証明の発行のほか、広域クリーンセンター大田原での焼却炉運転停止とごみ収集車の燃料確保困難によるごみ収集の制限について周知し、協力依頼した。

●3月24日 町営水道の放射能調査結果について

水道水への放射能影響による町民の不安解消を図るため、町営水道の放射能測定結果を周知した。

②ホームページによる周知

ホームページに水道の断水状況や計画停電実施などの災害情報、役場業務、避難所の情報のほか、義援金、救援物資の受付、災害ボランティアに関する情報、被災者の支援制度などを掲載し、情報発信に努めた。

このほか、町で測定した空間放射線量率や町営水道の放射性物質検査の結果等もホームページに掲載して公表した。

- ・町水道情報
- ・避難所情報
- ・町営水道の放射性物質測定調査結果
- ・環境放射能の調査結果（空間放射線量）
- ・ゴミに関すること
- ・役場業務、学校、保育園について
- ・計画停電の実施について—東京電力—
- ・節電のお願い
- ・義援金の受付
- ・救援物資の受付
- ・災害ボランティア登録者募集、利用希望者募集
- ・被災された方への支援について

(2) 広報「那須」の発行状況

広報「那須」に震災情報や放射能に関する情報など掲載してお知らせした。

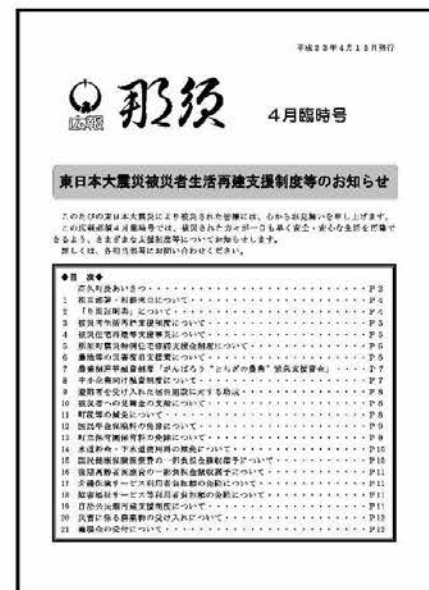
4月号＝4月5日発行

特集「震度6弱 強い揺れが町を襲う」

4月臨時号＝4月15日発行

東日本大震災被災者生活再建支援制度等のお知らせ

- ・担当部署相談窓口
- ・り災証明書
- ・被災者生活再建支援制度
- ・見舞金の支給
- ・那須町震災特例住宅修繕支援金制度
- ・農地等の災害復旧支援策
- ・融資制度
- ・避難者を受け入れた宿泊施設への助成
- ・町税、上下水道料金等の減免
- ・保育料、保険料の免除
- ・医療費の一部負担徴収猶予等
- ・災害廃棄物の受け入れ
- ・義援金の受付など



広報「那須」4月臨時号を発行

5月号＝5月9日発行

特集「震災の被害状況」、義援金

6月号＝6月2日発行

義援金、震災特例住宅修繕支援金、農作物被害損害賠償請求手続き、町税等の減免

7月号＝7月6日発行

校庭表土除去、高速道路無料開放に伴う被災証明書の発行、放射線量測定器貸し出し、災害援護資金の貸付制度、義援金、町税等の減免、パソコン情報端末等の設置

8月号＝8月4日発行

義援金

9月号＝9月6日発行

特集「震災から6カ月」

10月号＝10月5日発行

放射線量マップ作成、町内30カ所で放射線量測定開始、町内産お米は安全・安心です、役場庁舎の災害復旧工事、義援金

11月号＝11月9日発行

放射性物質の除染、空間放射線量測定結果、井戸水放射能検査結果

(以降空間放射線量測定結果及び井戸水放射能検査結果は毎月掲載)

12月号＝12月6日発行

特集「東日本大震災から9ヵ月 町は今!」、災害援護資金の貸付制度

平成24年1月号＝1月5日発行

食品等の放射性物質簡易検査実施、義援金、東日本大震災により被災した土地または家屋の代替土地または代替家屋に係る固定資産税の特例

平成24年3月号＝3月6日発行

特集「東日本大震災から1年」、被災者生活再建支援金申請期間・義援金受付延長、被災者の医療機関窓口負担免除

9 災害派遣等従事車両証明書の発行

宮城県や福島県、茨城県などの被災県においては、当該県と各道路管理者等との協議により、被災地救援等のために使用する車両等について道路通行料の免除措置が講じられた。

このため那須町においては、被災地から要請があった者で、被災地救援等のため有料道路を使用したい旨の申し出があった者に対し、災害派遣等従事車両証明書を交付した。

また、被災地の災害ボランティアセンターなどに登録したボランティアに対しても、同様の取り扱いをするよう栃木県知事から要請があったため、従事車両証明書を交付した。